

大阪医科薬科大学リポジトリ運用指針

令和3年10月1日

(趣 旨)

1. この運用指針は、学校法人大阪医科薬科大学(以下「本学」という。)における、大阪医科薬科大学リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)の運用指針について、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

2. リポジトリは、本学において作成された研究・教育等の成果物(以下「コンテンツ」という。)を収集・蓄積・保存し、ネットワークを通じて無料で公開することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすことを目的とする。

(管理運用)

3. リポジトリの管理運用は、本部図書館並びに薬学部図書館(以下「図書館」という。)において行うものとし、本指針に関する必要な事項の検討は本部図書館運営委員会並びに薬学部図書委員会が行うものとする。尚、図書館が認めた場合、管理運用の一部を委嘱することができる。

(登録者)

4. リポジトリにコンテンツを登録できる者(以下「登録者」という。)は以下のとおりとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学大学院に在籍する者
- (3) その他、医学部・看護学部は本部図書館長及び薬学部は薬学部図書館長(以下「各図書館長」という)が認めた者

(登録対象)

5. リポジトリの登録対象となるコンテンツは、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 本学紀要
- (2) 博士学位論文
- (3) 本学における研究・教育活動により作成された、学術的研究・教育成果物であること
- (4) 法令上、社会通念上及び情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。

(登録方法)

6. 登録者は「大阪医科薬科大学リポジトリ登録申請・取扱承諾書」を各図書館長に提出し、許可を受けることによりリポジトリにコンテンツを登録することができる。

(取扱い)

7. 図書館は登録者から提供されたコンテンツについて、公開に支障がないと判断したものをリポジトリに保存し、無償で公開する。

(利用許諾)

8. 図書館は提供するコンテンツの公開にあたっては、登録者から以下について許諾を得るものとする。

- (1) コンテンツ本体の画面での閲覧
- (2) コンテンツ本体のプリントアウト
- (3) コンテンツ本体のダウンロード及び保存
- (4) コンテンツの参照及び引用

(利用条件)

9. リポジトリに登録されたコンテンツを利用しようとする者は、その利用に際して以下に掲げる条件を厳守するものとする。

- (1) 著作権法等の定める条件
- (2) 公開するコンテンツが、リポジトリで公開する以前に出版者等により出版・公開されており、投稿規程あるいは出版契約等により当該出版者等が利用に係わる条件を定めている場合、その条件

(登録の削除・公開の停止)

10. 各図書館長は、以下の場合にリポジトリに登録されたコンテンツの削除または公開の停止をすることができる。

- (1) 登録者から理由を付して登録の削除または公開の停止の申請を受け、妥当であると判断する場合
- (2) コンテンツの内容について不適切だと判断する場合

(免責事項)

11. 本学は、リポジトリに登録されたコンテンツを利用することで発生したいかなる損害についても、責任を負わないものとする。

(その他)

12. この運用指針に定めるものの他、リポジトリの管理運用に必要な事項は、関係者間で協議して定める。

(運用指針の改廃)

13. この運用指針の改廃は、本部図書館運営委員会並びに薬学部図書委員会の合議を経て、本部図書館長がこれを行う。

附 則

この運用指針は、令和3年10月1日から施行する。